

秋田県公報

目次	ページ
告示	
公告	

告示	
○基本測量終了の通知(一八一～一八三、建設管理課)	1
○公共測量終了の通知(一八四・建設管理課)	1
○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可(一八五・建築住宅課)	1
公告	
○土地改良区の定款変更の認可(鹿角地域振興局農林部)	1
○県営土地改良事業工完了(鹿角地域振興局農林部)	1
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)	1
○土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	2
○県営土地改良事業工完了(秋田地域振興局農林部)	2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)	2
○土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)	2
人事委員会規則	
○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	3
人事委員会訓令	
○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	3
(一)	3
収用委員会告示	
○収用の裁決手続の開始の決定(一)	3
○土地収用事件の審理の開始(二)	3
収用委員会の公示による通知	
○土地収用事件の審理開始の公示による通知	3

告 示

秋田県告示第百八十一号
 平成十九年秋田県告示第四百十六号の基本測量について、平成二十年一月十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成二十年四月十一日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百八十二号
 平成十九年秋田県告示第五百八十七号の基本測量について、平成二十年三月十二日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成二十年四月十一日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百八十三号
 平成十九年秋田県告示第百九十二号の基本測量について、平成二十年三月十四日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成二十年四月十一日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百八十四号
 平成十九年秋田県告示第百七十四号の公共測量について、平成二十年三月十九日終了した旨八峰町長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成二十年四月十一日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百八十五号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、次のとおり定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年四月十一日
 秋田県知事 寺田典城

公 告

- 市街地再開発組合の名称
横手駅東口第一地区市街地再開発組合
- 事業施行期間
平成十九年七月三十一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 施行地区
横手市駅前町八百二十五番から八百五十八番まで、八百六十六番、八百九十六番の一部、八百九十七番の一部、八百九十九番、九百番の一部、九百一及び九百十七番の一部、寿町三百一及び九百一、三百二番の一部、三百四番の一部、三百五番、五百十八番及び九百九十五番地先、前郷一番町八百九番の一部並びに前郷二番町八百六十六番の一部
- 事務所の所在地
横手市駅前町三番十三号
- 設立認可の年月日
平成十九年七月三十一日
- 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
平成二十年四月十一日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、かづの土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年四月四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年四月十一日
 秋田県知事 寺田典城

県営土地改良事業(二本柳地区担い手育成基盤整備事業)につき、その工事を平成二十年三月二十八日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年四月十一日
 秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市南土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年四月十一日
 秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名
 秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田 典城

人事委員会規則

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。別表第一大湯地区衛生処理組合の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令

秋田県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 人事委員会事務局処務規程(昭和三十五年秋田県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「参事」の下に「(参事を置かないときにあっては、課長)」を加える。

第九条第二項中「及び部分休業」を「、部分休業及び育児短時間勤務」に改め、同条第三項中「修学部分休業」の下に「、高齢者部分休業及び自己啓発等休業」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告す

平成二十年四月十一日 秋田県収用委員会会長 豊口 祐一

一 起業者の名称 秋田県 代表者 秋田県知事 寺田 典城

二 事業の種類 県道男鹿半島線改築工事(秋田県男鹿市船川港比詰字羽立地内から同市脇本田谷沢字要沢地内まで)

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目
秋田県男鹿市脇本田谷沢字要沢	七十二番十一	原野

地積 (平方メートル)	実測 (平方メートル)	収用しようとする土地の面積 (平方メートル)
二七、三八八	二七、三七四	一、七六一・六二

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の登載は省略し、その図面は建設交通部建設管理課に備え置いて縦覧に供する。)

四 土地所有者の氏名及び住所 グリーンヒル企画株式会社 秋田市大町一丁目四番地十一 リハイム大町二百二十二

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
マリロード株式会社	秋田市八橋本町二丁目一二番二号	仮差押債権
財宝建設株式会社	東京都東久留米市本町一丁目一番二六号	仮登記所有権移転請求権
堀井逸郎	秋田市大町一丁目四番三四号	根抵当権
加藤俊造	千葉県袖ヶ浦市野里一四四七番地二四六	抵当権

株式会社工藤組 秋田市泉東町八番五九号 抵当権

安宅弘昌 秋田市寺内字イサノ六六番地の二 抵当権

二宮秀之 横滨市南区大岡一丁目二六番三〇号 抵当権

二宮隆之 横滨市神奈川区菅田町八六七番地五、エンゼル横濱ビュアリス四〇五号 抵当権

関根史俊 住所不明、ただし、土地登記簿上の住所は茨城県土浦市国分町三番三号 抵当権

鈴木功二 埼玉県所沢市泉町一八四二番地の六 仮登記根抵当権

鈴木國昭 福島県会津若松市河東町倉橋字倉道三一番地 仮登記賃借権

鈴木國昭 福島県会津若松市河東町倉橋字倉道三一番地 仮登記賃借権

有限会社NKO 大阪府豊中市野田町一五番一三三〇号 仮登記根抵当権

六 裁決手続の開始を決定した日 平成二十年三月二十七日

秋田県収用委員会告示第二号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成二十年二月十九日に申請のあった県道男鹿半島線改築工事(秋田県男鹿市船川港比詰字羽立地内から同市脇本田谷沢字要沢地内まで)に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月十一日

秋田県収用委員会会長 豊口 祐一

一 審理開始の期日 平成二十年五月二十一日 午後二時三十分

二 審理開始の場所 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎六階 総庁大会議室

収用委員会の公示による通知

収用委員会の公示による通知

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条

の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局（秋田県建設交通部建設管理課）に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成二十年五月二日をもってその通知があったものとみなされる。

平成二十年四月十一日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 事件名

県道男鹿半島線改築工事（秋田県男鹿市船川港比詰字羽立地内から同市脇本田谷沢字要沢地内まで）

二 通知書の名称

平成二十年四月四日付け秋収委―二―「審理の開始について（通知）」

三 通知を受けるべき者

秋田県男鹿市脇本田谷沢字要沢七十二番十一の土地の抵当権者 関根史俊 住所不明 ただし、土地登記簿上の住所は、茨城県土浦市国分町三番三号

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇五
E-mail:matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄